

佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、飼い主のいない猫の増加を防止し、町民の快適な生活環境の保持を図るため、飼い猫又は飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術（以下「繁殖制限手術」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。
- (2) 去勢手術 精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 飼い猫 飼い主が所有又は占有の意思を持って、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (4) 飼い主のいない猫 町内に生息する前号以外の猫をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に居住し、町税等の滞納がない者であって、自らの飼い猫に動物病院で繁殖制限手術を受けさせたもの
- (2) 町内に居住する個人又は町内で活動する長野県動物愛護推進員が所属する団体であって、飼い主のいない猫に動物病院で繁殖制限手術を受けさせたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、生活環境の保持を図るため町長が必要と認める場合は、交付の対象とすることができる。

(補助金の額等)

第4条 補助金の区分、手術内容及び金額は、別表のとおりとする。ただし、当該手術に要した金額が別表に定める金額に満たない場合はその額を限度とする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、繁殖制限手術を実施する前に佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金交付事業に係る事前協議書（様式第1号）を町長に提出し、当該猫に係る手術の実施について協議を行うものとする。

- 2 町長は、前項の規定により協議があったときは、手術の適否を決定し、その結果について申請者に連絡するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 申請者は、前条に規定する事前協議の結果により繁殖制限手術を実施したときは、佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金交付申請書（兼請求書）（飼い猫用）（様式第2号）又は佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金交付申請書（兼請求書）（飼い主のいない猫用）（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、当該繁殖制限手術の完了した日の属する年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 繁殖制限手術に係る手術費の領収書の原本
- (2) 繁殖制限手術を受けた猫の写真（飼い主のいない猫にあつては、耳カットの措置を講じたことが確認できるもの）
- (3) その他の町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金交付・不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) この告示に反する行為があったとき。
 - (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求により交付を受けた補助金を直ちに返還しなければならない。

(遵守事項)

第9条 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者へ譲渡するよう努めること。
- (2) 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫を当該手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。
- (3) 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫が、当該手術済みであることを識別できるよう耳カットの措置を講ずること。

(免責)

第10条 町長は第2条に規定する手術の実施にあたり、当該手術に関連して生じた事故及び前条第3号の措置については、その責めを負わないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	手術内容	金額
飼い猫	不妊手術	5,000円
	去勢手術	3,000円
飼い主のいない猫	不妊手術	8,000円
	去勢手術	5,000円

様式第1号（第5条関係）

佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金交付事業に係る事前協議書

年 月 日

（協議先）

佐久穂町長

（協議者）住所

氏名 町内で活動する団体にあつては、
名称及び代表者の氏名
電話

佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり協議します。

申請にあたりましては、要綱第9条に規定する事項を遵守します。

記

手術をする猫

飼い猫	猫 の 名 前	
	猫 の 毛 色	色 (毛長) 長 ・ 短
	手 術 内 容	メスの不妊 ・ オスの去勢
飼い主のいない猫	猫 の 数	匹 (メス 匹 ・ オス 匹 ・ 不明 匹)
	猫の生息場所	大字 区 常会 付近
	手術後の措置	生息場所へ戻す 匹 ・ 保護する 匹 譲渡する 匹
	捕獲実施者	住所 氏名 電話
	捕獲予定日	年 月 日
共通事項	手術予定日	年 月 日
	動物病院名	
	その他の事項	

町 確 認 欄	協議完了日	年 月 日	適 ・ 否
---------	-------	-------	-------

様式第2号（第6条関係）

佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金交付申請書（兼請求書）（飼い猫用）

年 月 日

（申請先）

佐久穂町長

（申請者）住所

氏名

印

電話

佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請（請求）します。

また、補助金の交付申請にあたり、申請者の町税等の納付状況及び住民基本台帳の記録状況について、町長が関係部局に確認することに同意します。

記

1. 交付申請（請求）額 _____ 円

2. 手術をした猫

猫の名前		猫の毛色	
猫の毛長	長 ・ 短	手術内容	メスの不妊・オスの去勢

3. 補助金の振込先

金融機関	金融機関	支店名等
口座番号	普通 ・ 当座	:
フリガナ		
口座名義人		

4. 動物病院証明欄

手術費	円
手術年月日	年 月 日
手術内容	メスの不妊 ・ オスの去勢
繁殖制限手術を確かに実施しました。	
年 月 日	
動物病院住所	
動物病院名称	
獣医師氏名	
印	

- 添付書類
1. 繁殖制限手術に係る領収書の原本
 2. 繁殖制限を受けた猫の写真
 3. その他の町長が必要と認める書類

様式第3号（第6条関係）

佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金交付申請書（兼請求書）
（飼い主のいない猫用）

年 月 日

（申請先）

佐久穂町長

（申請者）住所

氏名 町内で活動する団体にあつては、
名称及び代表者の氏名 印
電話

佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請（請求）します。

記

1. 交付申請（請求）額 _____ 円

2. 手術をした猫

猫の生息場所	区 常会 大字 付近
猫の毛色	
手術内容	メスの不妊 ・ オスの去勢
手術後の措置	生息場所に戻した・保護・譲渡・その他（ ）

3. 補助金の振込先

金融機関	金融機関 支店名等
口座番号	普通 ・ 当座 :
フリガナ	
口座名義人	

4. 動物病院証明欄

手術費	円
手術年月日	年 月 日
手術内容	メスの不妊 ・ オスの去勢
申請者から飼い主のいない猫であることを確認した上で、繁殖制限手術を確かに実施しました。 年 月 日 動物病院住所 動物病院名称 獣医師氏名 印	

添付書類 1. 繁殖制限手術に係る領収書の原本

2. 繁殖制限を受けた猫の写真（耳カットの措置が確認できるもの）

3. その他の町長が必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐久穂町長

年 月 日付で申請のありました佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金交付申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定の内容	交付する ・ 不交付とする
2 交付決定の額又は不交付の理由	
3 交付の条件	佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金交付要綱第9条を遵守すること。

※ 交付決定後に、佐久穂町猫繁殖制限手術費補助金交付要綱に違反する行為が認められた場合等により、交付決定の取消しとなった場合は、速やかに補助金を返還すること。